

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等（第2条—第6条）</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条）</p> <p>第3節 委員会（第10条）</p> <p>第4節 職員（第11条）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等（第12条—第14条）</p> <p>第2節 大学院（第15条—第24条）</p> <p>第3節 学部（第25条—第29条）</p> <p>第4節 附置研究所（第30条—第38条）</p> <p>第5節 附属図書館（第39条—第41条）</p> <p>第6節 医学部附属病院（第42条—第44条）</p> <p>第7節 全国共同利用施設（第45条）</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設（第46条）</p> <p>第9節 機構等（第47条—第47条の7）</p> <p>第10節 保健管理センター（第48条）</p> <p>第11節 その他の学内組織（第49条—第51条）</p> <p>第4章 事務組織（第52条・第53条）</p> <p>附則</p> <p>（前 略）</p> <p>第4節 附置研究所 （附置研究所）</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 iPS細胞研究所</p> <p>2 前項に掲げる研究所（以下「附置研究所」という。）の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、再生医科学研究所、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所及び東南アジア研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>（中 略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等（第2条—第6条）</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条）</p> <p>第3節 委員会（第10条）</p> <p>第4節 職員（第11条）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等（第12条—第14条）</p> <p>第2節 大学院（第15条—第24条）</p> <p>第3節 学部（第25条—第29条）</p> <p>第4節 附置研究所（第30条—第38条）</p> <p>第5節 附属図書館（第39条—第41条）</p> <p>第6節 医学部附属病院（第42条—第44条）</p> <p>第7節 全国共同利用施設（第45条）</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設（第46条）</p> <p>第9節 機構等（第47条—第47条の7）</p> <p>第10節 物質—細胞統合システム拠点（第48条）</p> <p>第11節 その他の学内組織（第49条—第51条）</p> <p>第4章 事務組織（第52条・第53条）</p> <p>附則</p> <p>第4節 附置研究所 （附置研究所）</p> <p>第30条</p> <p>2</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、再生医科学研究所、<u>エネルギー理工学研究所</u>、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所及び東南アジア研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(組織規程への委任)</p> <p>第38条 前8条に定めるもののほか、附置研究所の組織に関し必要な事項は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。</p> <p>学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター 地域研究統合情報センター</p> <p>2 前項の全国共同利用施設は、国立大学の教員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p><u>放射性同位元素総合センター</u> <u>環境保全センター</u> <u>国際交流センター</u> 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター <u>野生動物研究センター</u> 文化財総合研究センター</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第10節 <u>保健管理センター</u> (<u>保健管理センター及びその所長</u>)</p> <p>第48条 京都大学に、<u>学生及び職員の健康の維持増進に関する専門的業務を行う施設として、保健管理センターを置く。</u></p> <p>2 <u>保健管理センターに所長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第11節 その他の学内組織 (第49条—第51条) (<u>カウンセリングセンター</u>)</p> <p>第49条 京都大学に、<u>カウンセリングセンターを置く。</u></p> <p>2 <u>カウンセリングセンターに関し必要な事項は、別に定める。</u> (<u>大学文書館</u>)</p> <p>第50条 京都大学に、<u>大学文書館を置く。</u></p> <p>2 <u>大学文書館に関し必要な事項は、別に定める。</u> (中 略)</p>	<p>(組織規程への委任)</p> <p>第38条 (同 左)</p> <p>(全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。</p> <p>学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター 地域研究統合情報センター <u>野生動物研究センター</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3～9 } (同 左)</p> <p>(学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>高等教育研究開発推進センター 総合博物館 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター</p> <p>文化財総合研究センター</p> <p>2～9 (同 左)</p> <p>第10節 <u>物質—細胞統合システム拠点</u> (<u>物質—細胞統合システム拠点</u>)</p> <p>第48条 京都大学に、「<u>世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム</u>」を実施するための<u>研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点を置く。</u></p> <p>2 <u>物質—細胞統合システム拠点に関し必要な事項は、京都大学物質—細胞統合システム拠点規程(平成19年達示第54号)の定めるところによる。</u></p> <p>第11節 その他の学内組織 (第49条—第51条) (<u>カウンセリングセンター</u>)</p> <p>第49条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(<u>大学文書館</u>)</p> <p>第50条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第50条の4 第49条から前条までに定めるもののほか、京都大学に、「<u>世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム</u>」を実施するための研究拠点を置く。</p> <p>2 前項の研究拠点に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第51条 第49条から前条までに定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。</p> <p>2 前項の学内組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">第4章 事務組織 (本部の事務組織)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、<u>本部の事務組織として、監査室並びに教育研究推進本部、経営企画本部及びセンター</u>を置く。</p> <p>2 <u>監査室の事務組織及びその所掌事務並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、課その他の事務組織及びその所掌事務並びにセンターの名称、事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p> <p>3 部に部長を、課に課長を、<u>監査室</u>に室長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及びセンター長は、上司の命を受け、課又はセンターの事務を処理し、<u>監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</u></p> <p style="text-align: center;">(後 略)</p>	<p>第51条 } 2 } (同 左)</p> <p style="padding-left: 2em;">第4章 事務組織 (事務本部)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、<u>事務本部</u>を置く。</p> <p>2 <u>事務本部に置く部、課、室、センター、監査室その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p> <p>3 部に部長を、課に課長を、<u>室</u>に室長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長、<u>室長</u>及びセンター長は、上司の命を受け、課、<u>室</u>又はセンターの事務を処理する。<u>ただし、監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>